

改正条例の用途基準について

	都道府県	政令市	中核市	計	
名称変更のみで今後議論	0	0	4	4	
以前より拡大していない	4	1	7	12	
議長会案より拡大していない	0	0	7	7	
議長会案と同様に、拡大	43	18	22	83	77%
議長会案より拡大している	0	0	0	0	
その他	0	1	1	2	

金額について、

減額	北九州市
増額	豊田市

領収書の公開度について

金額要件をつけているのは、岡山県のみ「1万円以上」(去年は5県)

改正過程の公開度

委員会の構成

大阪府のみ、外部委員2名、他はすべて議員のみ

会議開催の市民への告知

	都道府県	政令市	中核市	計	
記者会見、記者クラブ連絡	16	5	4	25	
ネットで告知	4	1	5	10	
告知していない	32	19	35	86	70%

傍聴・中継

	都道府県	政令市	中核市	計	
ネットで中継、録画	0	0	0	0	
傍聴可	24	9	22	55	
記者のみ傍聴可	3	1	4	8	
傍聴不可	25	15	19	58	48%

会議資料について

	都道府県	政令市	中核市	計
ネットで公開	2	4	1	7
傍聴者配布し、請求又は閲覧	9	5	9	23
その他	36	10	27	73
非公開	5	1	8	14

議事録の公開について

	都道府県	政令市	中核市	計	
ネットで公開	10	7	9	26	
閲覧かつ、公開請求できる	2	0	3	5	
閲覧、又は公開請求できる	29	10	19	57	
非公開	11	7	12	30	25%

議事録の内容について

	都道府県	政令市	中核市	計	
発言者氏名がわかる逐語	13	5	12	30	
発言者氏名がわかる概要	15	10	11	36	
概要	13	3	10	26	
作成していない	11	7	12	30	25%

政務活動費条例改正過程の透明度調査の結果について、

全国市民オンブズマン連絡会議

昨年、地方自治法が、国会でほとんど議論されず、市民に知らされないままに改正され、政務調査費条例が政務活動費条例に変更された。政務調査費から名称を変更し、用途を「調査研究その他の活動」と拡大している。都道府県議長会のモデル条例案では、「議員が行う研修会、講演会等の実施」「要請陳情活動、住民相談等の活動」「住民相談会、各種会議への参加」の3点が、これまでの政務調査費の用途に新たに加えられている。

地方自治法改正によって、各地方議会でどれだけ用途が拡大されたか、改正過程がどれだけ公開されているかを調査した。

3月1日付で、都道府県、政令市、中核市の108自治体の議会事務局に、アンケートをメールで送付し、全議会から回答をいただいた。(那覇市は4月1日から中核市のため送付していない。) 必要に応じ自治体ホームページで回答内容を確認した。条例改正の検討会議について、108議会の122の委員会について、透明度を一覧表にした。結果は、別紙の通りである。

「資料、議事録、出席議員及び開催日時」をすべて非公開にした東京都議会

東京都議会は、アンケートの質問に、会議名と人数のみ回答し、「会議の回数、資料、議事録等は情報公開請求によって判断する」という回答であった。そこで情報公開請求すると、「非開示決定」が出された。

その理由は「都議会のあり方検討会は、同検討会設置要綱第7(3)に基づき、会議を非公開、検討会での配布資料は会派限りと決定している。検討会の提出資料、議事録、出席議員及び開催日時を公にすることは、率直な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、会議運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため非開示とする。」というものであった。

東京都の他に、新潟県が議事録の公開度について、アンケートに回答しなかったため、議会へ情報公開請求を行って調査した。

改正条例の用途基準の拡大について、

市民には理解できない「県議会語」

全体の77%の議会が、議長会案と同様の拡大を行っている。ところが都道府県議会からの回答で、意味不明なものが複数あった。

質問は「改正条例の用途内容の拡大は、全国議長会が提示したものと同様ですか」というものだが、宮城県は、改正された条例は議長案と全く同じだが、

アンケートには「拡大していない」という回答であった。そのほかに、議長案と同じ拡大をしながら、下記のような回答があった。

広島県

「使途内容については、議長会が示したものを参考にしているが、「要請陳情、住民相談」は実態として、現在も情報収集、県政課題の聴取など調査研究活動と合わせて行われていることが多く、条例別表において「調査研究費」の項目に含めて「調査研究等活動費」としており、使途が大きく広がるとは考えにくいと認識している」

静岡県

「(条例の)経費の範囲は全国議長会が提示したものと同様である。今回の改正は経費の範囲を明確にするために表現を整理したものであり、対象となる範囲は政務調査費と変わらないと考える」

茨城県 (アンケートの回答は「拡大」ではなく「その他」)

「「要請陳情等活動」、「講演会」、「住民相談会等」、「(図書等の購入、)利用等」を規定し、経費の範囲を明確化した」

沖縄県

「(議長会案と同様の改正を行ったが)これまで明確ではなかった活動を改正後明示したものであり、使途が拡大されたわけではない。」

神奈川県

「全国議長会が示した条例(例)を参考に、新たな経費として「要請陳情等活動費」を加え、調査研究に資する経費も含まれることを明確化した。」

山梨県

「全国議長会の条例例と同様にしているが、経費を明確化したと考えている。」

条例の使途基準は、議長会案通りに拡大したが、「これまでも陳情、市民相談等は調査研究活動だったので拡大ではない」という詭弁である。条例改正過程のいくつかの委員会の議事録を読むと、改正する側の意見として「これまでも認められていたものを明確化しただけで、拡大ではない」という議論が多く行われている。

都道府県、政令市はほぼすべて拡大だが、中核市では、「議長案より拡大しない」7 議会、「従来通り」6 議会、「名称変更のみで今後議論」4 議会となっている。政務活動費の金額が少なく市民との距離が近い中核市では、政務活動費の用途を拡大しない議会が県議会に比べて多くなっている。

条例改正検討会議の構成

条例改正過程の内容を議論した会議の構成について、議員以外を加えていたのは、大阪府の「政務調査費検査等協議会」(議員 4 名、弁護士、公認会計士各 1 名)

http://www.pref.osaka.jp/gikai_giji/oshirase/seimukatudoujyoureit.html だけであった。他はすべて議員のみの構成だった。

市民に知らされない条例改正過程

開催の市民への告知は、70%の議会で全く行なわれていない。ネットで告知というところも8%あったが、ネットの告知だけでは市民にはほとんど伝わるとはいえない。

多くの議会で政務調査費の住民監査請求、住民訴訟が争われ、大きな問題になっていながら、市民に知らせないままに条例の改正を行っている実態が明らかになった。

また、傍聴ができたのは全体の45%だけであった。傍聴できない理由として、大分県は「委員の忌憚のない意見を聞くため、非公開とした。」を挙げた。東京都議会の非開示の理由にもあげられているが、20年前の行政の非公開の理由としてよく使われたものである。

会議開催が事前にマスコミに告知されて、傍聴が可能だった委員会は、都道府県 8、政令市 3、中核市 3 の合計14で、全体の11%しかなかった。

会議資料について、

傍聴者に会議資料を配布しているのは、都道府県 15、政令市 8、中核市 10の合計33委員会、傍聴可の55のうち6割しか、資料が配布されていない。「会議資料が非公開」が14委員会、全体の11%にものぼる。開催後に資料をネットで公開しているのは、わずか7委員会。

4分の1が「議事録を作成していない」!?

議事録の公開について聞いたところ、「議事録が作成されていない」「議事録が公開されない」が、122委員会のうち、30もあることが明らかになった。

作成されている議事録の内容も、「概要」と回答したなかには、議論内容がほとんど記載されていない議事録とは言えないものもあった。議事録が作成されていない、公開されないということでは、市民が事後に検証しようとしても不可能である。

パブリックコメントについて、

パブリックコメントを実施したのは、栃木県、千葉県、福岡県、長崎県、大分県、新潟市、青森市の7議会。パブリックコメントに寄せられた市民の声は、すべてHPに掲載されている。

パブリックコメントを開催しなかった理由を聞いたところ、時間がない、県民生活と関係ないなどの回答が多かったが、次のような回答があった。

福島県 「県民の意向を議員が十分に斟酌した上で、検討委員会を公開で開催することで、県民意見の取り入れや透明性は確保されると考えたから。」

兵庫県 「県民に開かれた議会において、条例そのものを審議することによって、県民の理解を得ることとしたため」

北九州市 「政務調査費をどのように使用するかについては、会派及び議員の自主性を尊重すべきものであること。」

特記事項に記載された主なものは下記の通り。

山形県 検討の段階ごとに議長に報告書を提出し、その都度この検討内容をホームページ上で公開するとともに、マスコミ各社に情報提供し、県民の理解に努めた。なお、当該ホームページのURLは

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/gikai/600001/seimuchousahi/seimukatudo.html>

山梨県 今回の改正により、収支報告書等の閲覧請求者を、県内関係者から「何人も」とした。また、収支報告書等の閲覧情報を県議会ホームページに掲載し、透明性の確保を図ることとした。

京都府 条例改正の検討を行った小委員会における検討の内容、結果等を報告書として取りまとめるとともに、ネットで公開している。

http://www.pref.kyoto.jp/gikai/pdf/joho/seimuhi_hokoku.pdf

豊田市 市長の諮問機関である、豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会において、政務活動費の額について議論がされており、その答申内容は、議会運営委員会における条例策定にあたり参考にした。

高松市 現在、議会改善検討委員会で、新たに作成する政務活動費用途基準運用指針及び政務活動費議員別収支状況について、ホームページでの公開について検討中。

政務活動費条例 改正過程の透明度調査						
構成	会議の 市民告知	傍聴、 中継	会議資料	議事録 公開	議事録 内容	パブリッ ク コメント
議員以外 あり	記者会見 または 記者クラブ連 絡	ネット録画 公開	ネットで公開	ネットで 公開	発言者がわ かる逐語	実施
議員のみ ×	ネットで告知	傍聴可	傍聴者に資料 配布し、閲覧できる、 または公開請求	閲覧かつ 公開	発言者名が わかる概要	未実施 ×
	告知して いない ×	記者のみ 傍聴	閲覧でき、 公開請求	閲覧可	概要	
		モニター 中継	傍聴者配布のみ 閲覧のみ 公開請求のみ	公開請求	議事録を 作成して いない ×	
		傍聴不可 ×	非公開 ×	非公開 ×	議事録 非公開 の場合は×	

条例改正の内容と公開度

		条例の 用途基 準	検討会議名	構成	市民 告知	傍聴 ・中 継	会議 資料	議事 録公 開	議事 録内 容	パブ リック コメン ト実 施
1	北海道	拡大	議会改革等検討協議会	×	×	×	×	×	×	×
2	青森県	拡大	議会改革検討委員会	×						×
3	岩手県	拡大	議会改革推進会議	×	×					×
4	宮城県	拡大	費用弁償及び政務活動費検討ワーキング	×	△	○	▲	×	×	×
5	秋田県	拡大	議会運営委員会	×	×	○	○	◎	△	×
6	山形県	拡大	政務調査費等検討委員会	×	×	×	▲	△	△	×
7	福島県	拡大	政務活動費に関する検討委員会	×	◎	○	▲	△	◎	×
8	茨城県	拡大	政務活動費検討会	×	×	○	▲	△	◎	×
9	栃木県	拡大	事務総長会議	×	×	×	△	×	×	◎
10	群馬県	従来通り	議会基本条例推進委員会	×	×	○	△	△	△	×
11	埼玉県	拡大	議会運営委員会	×	×	○	○	△	△	×
12	千葉県	拡大	各会派代表者会議	×	×	×	▲	△	▲	◎
			各会派代表者会議政務活動費に関する検	×	×	×	▲	△	▲	
13	東京都	従来通り	都議会のあり方検討会	×	×	×	×	×	×	×
14	神奈川県	拡大	議会運営委員会	×	×	○	▲	△	◎	×
15	新潟県	拡大	政務調査協議会	×	×	×	▲	△	▲	×
16	富山県	拡大	各会派代表者会議	×	×	×	▲	△	▲	×
17	石川県	拡大	議会改革推進会議	×	◎	×	▲	◎	▲	×
18	福井県	拡大	各派代表者会議	×	×	×	▲	△	△	×
19	山梨県	拡大	議会改革検討協議会、全員協議会、検討協	×	◎	○	△	△	△	×
20	長野県	従来通り	議会運営委員会	×	×	○	▲	◎	◎	×
			議会運営委員会検討会議	×	×	×	×	△	◎	
21	岐阜県	拡大	議会運営委員会	×	×	○	▲	△	△	×
			マニュアル 会派代表者会議	×	◎	△	○	△	△	
22	静岡県	拡大	政務調査費経理責任者会議	×	×	×	▲	×	×	×
23	愛知県	拡大	議会運営委員会	×	×	○	▲	◎	◎	×
			議会運営委員会理事会	×	×	×	▲	△	◎	
24	三重県	拡大	議員報酬及び政務調査費に関する検討ワ	×	△	○	◎	◎	▲	×
25	滋賀県	拡大	各会派代表者会議	×	◎	○	▲	△	△	×
26	京都府	拡大	議運政務活動費検討小委員会	×	◎	○	○	◎	◎	×
27	大阪府	拡大	政務調査費検査等協議会	◎	×	×	◎	◎	▲	×
28	兵庫県	拡大	各会派代表者会議	×	×	×	▲	△	△	×
29	奈良県	拡大	政務活動費の手引き検討会議	×	×	×	▲	×	×	×
30	和歌山県	拡大	議会改革検討委員会	×	×	×	▲	△	▲	×
31	鳥取県	従来通り	代表者会議、議会改革推進会議	×	△	○	○	△	◎	×
32	島根県	拡大	政務活動費に関する懇話会	×	◎	○	○	△	△	×
33	岡山県	拡大	議会運営委員会	×	×	△	△	○	△	×
34	広島県	拡大	議会改革推進委員会政務調査費等検討部	×	◎	×	▲	△	▲	×
35	山口県	拡大	議会改革検討協議会	×	◎	×	▲	×	×	×
36	徳島県	拡大	会長幹事長会、議会運営委員会	×	◎	△	▲	△	◎	×
37	香川県	拡大	議会改革検討委員会	×	◎	×	▲	△	▲	×
38	愛媛県	拡大	各会派代表者会議	×	◎	○	○	◎	△	×
39	高知県	拡大	議会運営委員会	×	×	○	○	◎	△	×
40	福岡県	拡大	議会運営委員会、	×	×	○	△	△	△	◎
			具体的な検討作業は議運小委員会	×	×	×	×	×	×	
41	佐賀県	拡大	議会改革検討委員会	×	◎	×	▲	×	×	×
42	長崎県	拡大	県政改革特別委員会	×	◎	○	▲	◎	◎	◎
43	熊本県	拡大	政務活動費の交付に関する条例検討委員	×	◎	○	▲	△	▲	×
44	大分県	拡大	新政策構築協議会	×	×	×	▲	△	▲	◎
45	宮崎県	拡大	幹事長会議	×	×	×	×	×	×	×
46	鹿児島県	拡大	政務活動費検討委員会	×	◎	×	▲	×	×	×
47	沖縄県	拡大	各派代表者会	×	×	○	○	○	◎	×

条例改正の内容と公開度

		条例の 使途基準	検討会議名	構成	市民 告知	傍聴 中継	資料	議事 録 公開	議事 録 内容	パブ リック コメン ト実 施
1	札幌市	拡大	市民に役立つ議会検討委	×	◎	×	△	×	×	×
2	仙台市	拡大	議会機能充実推進会議	×	◎	○	▲	△	△	×
3	さいたま市	拡大	議会改革推進特別委員会	×	×	○	○	◎	◎	×
			各派代表者会議	×	×	×	▲	△	△	
4	千葉市	拡大	幹事長会議、	×	×	×	▲	△	△	×
			「議会のあり方」検討協議	×	◎	○	◎	◎	▲	
5	横浜市	拡大	市会運営委員会、	×	×	△	◎	◎	◎	×
			運営委員会理事会	×	×	×	▲	×	×	
6	川崎市	拡大	団長会議、整理責任者会	×	×	×	▲	×	×	×
7	相模原市	従来通り	政務活動費検討会	×	×	×	▲	△	▲	×
8	新潟市	拡大	政務活動費検討会	×	△	○	○	概要掲 載予定	△	◎
9	静岡市	その他	議会改革特別委員会	×	×	○	◎	◎	◎	×
10	浜松市	拡大	政務調査研究会	×	×	×	▲	△	△	×
11	名古屋市	拡大	団長幹事長会議、	×	×	×	▲	△	△	×
			議会運営委員会理事会	×	×	×	▲	△	△	
			議会運営委員会	×	×	○	○	◎	◎	
12	京都市	拡大	政務活動費に関する各会	×	×	×	◎	◎	▲	×
13	大阪市	拡大	政務活動費制度検討会	×	×	×	▲	×	×	×
14	堺市	拡大	議会運営委員会	×	×	○	○	△	△	×
15	神戸市	拡大	政務活動費に関する検討	×	×	×	×	×	×	×
16	岡山市	拡大	政務活動費に関する会派	×	×	×	▲	×	×	×
17	広島市	拡大	各派幹事長会議	×	◎	○	○	△	△	×
18	北九州市	拡大	議会改革協議会政務調査	×	◎	×	▲	×	×	×
19	福岡市	拡大	代表者会議	×	×	×	▲	△	△	×
20	熊本市	拡大	議会運営委員会	×	×	○	▲	◎	◎	×

静岡市 使途項目を変更したが、内容については今後議論をする。
当面の間は従前の政務調査費の使途範囲で運用する。

条例改正の内容と公開度

		条例の 用途基準	検討会議名	構成	市民 告知	傍聴 中継	資料	議事 録 公開	議事 録 内容	パブ リ ック コ メ ン ト 実 施
1	函館市	要請陳情費加えず	政務調査費運営協議会	×	×	×	×	×	×	×
2	旭川市	拡大	議会運営委員会	×	×	○	▲	△	△	×
			議会運営委員会代表者会議	×	×	×	▲	△	△	
3	青森市	拡大	政務調査制度検討委員会	×	×	×	▲	×	×	◎
4	盛岡市	従来通り	議会運営委員会	×	◎	○	○	△	◎	×
5	秋田市	従来通り	各会派経理責任者会議	×	×	×	▲	△	▲	×
6	郡山市	会議費 一部加えず	政務活動費検討委員会	×	△	○	○	◎	◎	×
7	いわき市	事務所費加えず	各派代表者会議	×	×	○	◎	◎	▲	×
8	宇都宮市	名称変更のみ	議会制度検討会議	×	×	○	▲	△	△	×
9	前橋市	従来通り	各派代表者会議	×	×	△	▲	△	△	×
10	高崎市	拡大	各派代表者会議	×	×	×	▲	×	×	×
11	川越市	名称変更のみ	議会運営委員会	×	△	○	▲	△	▲	×
12	船橋市	拡大	議会運営委員会	×	△	○	○	◎	△	×
13	柏市	従来通り	議会運営委員会	×	×	○	▲	◎	◎	×
14	横須賀市	拡大	議会制度検討会	×	×	○	○	◎	◎	×
			政務活動費検討会(ワーキンググループ)	×	×	×	×	×	×	
15	富山市	拡大	各派代表者会議、議会運営委員会	×	×	×	▲	△	▲	×
16	金沢市	拡大	政務活動費検討会	×	◎	△	▲	△	△	×
17	長野市	従来通り	議会運営委員会	×	△	○	○	○	◎	×
18	岐阜市	その他	各会派幹事長会議	×	×	×	▲	△	▲	×
19	豊橋市	拡大	議会運営委員会理事会	×	×	×	▲	△	◎	×
20	豊田市	人件費、事務所費加えず	議会運営委員会	×	×	○	▲	◎	▲	×
21	岡崎市	要請陳情活動費、 会議費を加えず	各派代表者会議	×	◎	○	○	要旨 公表	▲	×
			議会運営委員会	×	◎	×	▲		▲	
22	大津市	陳情活動経費加えず	議会運営委員会	×	×	○	▲	△	◎	×
23	豊中市	拡大	議会改革等検討委員会	×	×	×	▲	△	▲	×
24	高槻市	従来通り	議会運営委員会	×	×	○	▲	△	△	×
25	東大阪市	拡大	各派代表者懇談会、	×	×	△	▲	△	◎	×
			各派代表者会議	×	×	△	▲	×	×	
26	姫路市	拡大	各派代表者会	×	×	×	×	×	×	×
27	尼崎市	名称変更のみ	議会運営委員会	×	×	○	▲	◎	◎	×
28	西宮市	従来通り	議会改革特別委員会	×	△	○	○	◎	◎	×
29	奈良市	拡大	幹事長会(会派代表者会議)	×	×	×	▲	△	△	×
30	和歌山市	拡大	政務活動費に関する検討協議会	×	×	×	▲	×	×	×
31	倉敷市	拡大	政務活動費検討会議	×	×	×	▲	△	▲	×
32	福山市	拡大	各派代表者会議	×	×	×	×	×	×	×
33	下関市	拡大	各会派会長会議	×	×	○	×	×	×	×
34	高松市	拡大	議会改善検討委員会	×	×	×	×	×	×	×
35	松山市	拡大	各派代表者会議	×	×	×	×	×	×	×
36	高知市	拡大	議会運営委員会	×	×	○	○	◎	◎	×
37	久留米市	会議費、事務所費加えず	議会運営委員会	×	×	○	○	○	△	×
38	長崎市	拡大	議会運営委員会	×	×	○	△	○	◎	×
39	大分市	名称変更のみ	政務調査協議会	×	×	×	×	×	×	×
40	宮崎市	拡大	議会活性化検討委員会	×	×	○	▲	△	△	×
41	鹿児島市	拡大	議会運営委員会	×	◎	○	△	△	△	×

岐阜市 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、全国議長会が提示したものと同様である。ただし、充て可能な経費を具体的に例示した運用指針の改正は慎重に決するべきとして協議を継続している。なお、改正までの間は従来の政務調査費に係る運用指針に基づいて執行することとしている。

政務活動費条例に関する調査への御協力をお願い

2013年3月1日

都道府県議会議員 殿
政令市議会議員 殿
中核市議会議員 殿

全国市民オンブズマン連絡会議
事務局長 新海 聡
〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-7-9
チサンマンション丸の内第2 303
TEL.052-953-8052 FAX.052-953-8050
<http://www.ombudsman.jp/> office@ombudsman.jp

謹 啓

全国市民オンブズマン連絡会議では、政務調査費条例から政務活動費条例への改正に伴って、「政務活動費の使途が拡大されていないか」「改正過程が市民にどれだけ公開されているか」等について調査し、調査結果をランキング等として5月ごろ、公表する予定です。

ご多忙中大変恐縮ではございますが、下記アンケート調査にご協力をお願いしたいと存じます。事務処理の都合上、ご回答につきましては、できれば3月22日(金)までに頂戴できれば幸いです。なお、回答は下記の書面かワードに入力いただき、メールかFAXにてご返信(office@ombudsman.jp

FAX 052-953-8050 担当：内田)いただけますと幸いです。なにとぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

謹 白

記

議会名 担当部局、担当者名
電話番号 メールアドレス

- ・ 政務調査費(政務活動費)は、交付されていますか。

はい () いいえ ()

交付されていない場合は、以下のアンケートは回答不要です。

1. 改正条例の内容についてお尋ねします。(該当するものに をつけて、空欄を埋めてください)

(1) 使途基準について

A 名称変更のみで、内容については今後議論をする。

B 使途内容の規定については、以前の政務調査費条例よりも拡大していない。

C 使途内容については、全国議長会が提示したもので、加えない内容がある。

その内容は、()

D 使途内容の拡大は、全国議長会が提示したものと同様である。

E 使途内容の拡大は、全国議長会が提示したものより、拡大した内容がある。

拡大した内容は()

F その他()

(2) 支給金額について

- A 従前と同じ(1人あたり月 万円)
- B 減額し、月 円にした
- C 増額し、月 円にした

(3) 公開度(領収書、その他)について

- A 従前と同じ(円以上の領収書 他に を添付)
- B 領収書添付を 円以上にした
- C 新たに領収書以外の以下のものを議長に提出するようにした
()
- D その他

(4) 改正条例についての URL は ()

2. 条例改正過程の情報公開についてお尋ねします。

(該当する A,B,C,・・・に をつけて(複数回答可の場合もあります) 空欄を埋めてください)

(1) 政務調査費条例・関連下位規範の改正に関する検討会議(以下当該会議という)について

ア) 検討が行われた会議の名称は () である。

注: この会議が、議会運営委員会の場合は、(3)の回答は、省略できます。

イ) 政務調査費条例の改正に関する討議は、() 回行った。

ウ) 当該会議委員の構成は

- A 議員以外が含まれる 議員 () 名
議員以外の委員は 資格 () が () 名
公募市民 が () 名

B 議員のみ () 名

エ) 当該会議の開催を市民に告知(政務調査費条例の改正を議論するという内容の告知が含まれる) しましたか。(会議内容がわからない一般的な「・・・委員会開催」は不可)

- A 記者会見で公表
- B ネットで公表。URL は ()
- C 公表していない または、 会議内容がわからない一般的な開催告知
- D その他 ()

オ) 当該会議の傍聴・中継は

- A ネットで中継 URL は ()
- B 可能 傍聴は () 人まで可能
- C 不可能
- D その他 ()

カ) 当該会議で提出された資料について、

- A 傍聴者全員に当日資料配布
- B ネットで公開 URL は ()
- C 閲覧が可能 閲覧場所は、()
- D 情報公開請求で入手可能
- E 入手は不可能

キ) 当該会議の議事録が、

- A ネットで公開、URL は ()

- B 閲覧が可能、閲覧場所は、()
- C 情報公開請求により入手可能
当該会議の全ての議事録の公開請求ができるのは、 月 日以降
- D 公開されていない

ク) 当該会議の議事録(公開請求で公開された議事録)は、

- A 発言者名がわかり、発言内容が逐語で記載されている
- B 発言者名がわかり、発言内容は概要が記載されている
- C 発言者名はわからないが、発言内容が逐語で記載されている
- D 発言者名がわからず、発言内容は概要が記載されている
- E 作っていない

(2) 政務調査費条例の改正に関するパブリックコメントについて

ア) 募集期間について

- A パブコメを行った。募集期間は()日間。
URLは()
- B 行っていない。
行わなかった理由をお書き下さい
()

イ) 上記の際寄せられた意見の内容について、ネットでの公開について

- A 公開している。URLは()
- B 公開していない

(中略)

3. 上記以外に、政務調査費条例の改正過程の情報公開について、特筆すべきことがあれば、記入してください。

()

以上です。ご協力ありがとうございました。